

## 【質疑応答】

質問者 1：障害者権利条約ではアクセシビリティについて書かれているが、モビリティへの展開については障害者差別解消法の検討過程ではあまり議論されていないように思うがどうか。

講師：条約 20 条ではパーソナルモビリティについて触れているが、日本国内ではあまり議論されていない。条約も補助具などの供給という社会権的な位置づけであるので、差別禁止の局面ではあまり議論されていない。

質問者 2：バリアフリー法では建築物では 2 千平米を超える床面積の建物、旅客施設では一日の利用者が 3,000 人以上などの条件を設けて、国や自治体が対応しやすいような運用重視型で取り組んできていると考えられる。障害者差別解消法のように権利型になって日本でどう進めるか、地方では一般の人さえ移動できない現実があり、そうしたモビリティ保障とのバランスをどう考えていくのか。

講師：一般の人の移動手段すらない地域で、同じように障害者も移動できないとしても、それは差別の問題とはならない。多数のものを対象とする交通政策としては、利用者数などをバリアフリー施策の要件とすることは理解できるが、個人の権利を問題にする差別解消法では、一人一人の移動の権利が前面に出てくる。これら是对立するものではなく、車の両輪として両方の法制度が機能することが求められる。例えば、バリアフリー法が適用されず、基準に適合する義務がないような無人駅でも乗務員がスロープを出して乗降できるようにするなど、個別の合理的配慮については、これを提供することが求められる。

質問者 2：差別と認定するのは誰がどのようなプロセスを踏んで行うのか。英国やカナダでは運輸省として諮問機関や裁定機関を設けているが、国土交通省には体制がない。

講師：差別解消法では独自のシステムが用意されていないので、当面はそれぞれの既存機関での対応となる。

質問者 3：法律施行が 28 年からというスケジュールだが、それまでの対応はどうか。

講師：今年度に基本方針を定め、来年度 1 年の間には対応要領や対応指針と呼ばれるガイドラインの内容を詰めることになり、さらに周知に 1 年というところ。接遇の中身もガイドラインの策定の中でこれから詰めることになるだろう。主務大臣の勸告等の権限は重要なポイントで事業者も何らかの対応を迫られることになる。

質問者 4：自分たちの主張も大事だが、それをまとめるという作業が重要で他の障害のある人なども含めた主張が重要だと考えている。意見集約作業が大変だったのではないか。

講師：まとめるというより、折り合いをつけるという表現のほうが合っている。社会一般へ発信は、説得も含め、障害者全体の役割、責務でもある。

質問者 4：法律ができれば今の問題が解決されるという安易な雰囲気も広がっているのではないか。法律がないほうが良い場合もあるかもしれないと考えたら、法律とは何かと思う。

講師：法律は人の行動を制限することはできても、人の心まで拘束することはできない。ご指摘の

ように法律があるだけでは差別はなくならないのは事実。しかし、強制的にはないが、次第に人の心の中に浸透してくる教育的効果には期待したい。

質問者 5：3 章の対応要領の中には研修のことが入っていないが内容として含まれるのか。

講師：研修自体は国の啓発活動の中に含まれると思うが、対応要領は、研修の重要な内容となると思う。

質問者 5：道路担当者が（研修等を受けておらず）バリアフリーのことを良く理解していないため、適切な整備が期待できないような場合は訴えの対象となるか。

講師：その場合、そもそも、何を（結果、それとも原因）を問題にするのか、差別の定義に該当する行為をどう捉えるのか、なかなか、難しいかもしれない。

質問者 6：情報通信分野では、例えば視覚障害者がこれまで使えていたソフトがバージョンアップしたために使えないような場合はどうか。また、米国のテレビの CC（クローズドキャプション：字幕機能）などが提供されない場合などはどうか。

講師：バージョンアップ版を使えるようにするのが合理的配慮だとは思うが、情報分野の一般的なシステムに関しては、情報バリアフリー法という側面から、別途、視覚、聴覚の障害者団体が議論を行っている。米国では CC 以外にも電話リレーサービスなどがあるが、個別の差別を解消するというより、一定のシステムを作ってアクセスを確保するやり方だ。そういう制度欠いた場合、アメリカでどうなるのか分からないが、差別解消法の下では、差別と言えるのかは疑問だ。

質問者 7：地域協議会では差別事例などを持ち込んで解決できるのか。どのようなイメージか。地域ごとの温度差もあるのではないか。

講師：実際の個別の苦情受付や紛争の解決は既存の機関が行う。新たな紛争解決の機関として、協議会が想定されているわけではない。これまで、既存機関が障害者に対する差別の問題に必ずしも十分に対応できなかったことを踏まえ、横串の協議会を作ることで、たらい回しの事態の防止を図るなど、統一的な対応が可能になると思う。地方自治体の対応は、その規模などによっても異なることが予想される。

質問者 8：スケジュールは通常、別途政省令で定めるが、このように 28 年と決めているのは理由があるのか。付帯決議はそれぞれあったのか。

講師：施行日は附則で定められている。ガイドライン等の周知には、前述のように、時間がかかることが予想されるためである。付帯決議については衆院は 8 項目、参院は 12 項目だった。（内容はウェブ等で確認をいただきたい）

質問者 9：実効性を持たせるための何か具体的な施策はあるか。

講師：そもそも、主務大臣の行政措置、ガイドラインの策定、地域協議会などは、実効性を持たせ

るために法律自体が用意したもの。地域の障害者団体にとっても法律の意義は大きく、特に地域協議会との関わりでいえば、地域の障害者団体の動きも重要であり、彼らの役割、責任も大きくなる。

文書質問：国連の障害者権利条約や差別解消法を受けて、障害当事者の意識も変更を求められると思います。東先生個人の見解でよいのですが、どんなことが求められてくるのか？そのポイントをご教示いただければ、ありがたく思います。

講師：国連の障害者権利条約は、障害についての見方を医学モデルから社会モデルに転換し、障害者を保護の客体から、権利の主体へと位置づけを大きく換えました。こうした枠組みの大きな変化を踏まえると、自分を縛っていた医学モデル的な価値観から脱却して、社会の様々な分野に参画し、積極的に社会との関係性を作っていくことが望まれるのではないかと、個人的には思っています。

以上